令和7年度 国及び神奈川県予算の編成に際しての

要望書

公益社団法人神奈川県病院協会神奈川県病院協会政治連盟

現在、光熱水費をはじめとした物価の高騰や、医療関係者の人件費の増嵩など、病院 経営にとって非常に厳しい状況が続いています。

2024年6月より、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定が実施されました。診療報酬改定では、賃金引上げ相当として 0.88%の引上げがありましたが、病院経営全体をみた場合、その安定化にとっては、十分な引上げがされたとはいえず、多くの病院は厳しい経営状況下にあります。

また、2024年4月より始まった「医師の働き方改革」に伴い、今後の救急医療や医療 提供体制の縮小など、地域医療への影響が懸念されます。

政府が「経済財政運営と改革の基本方針 2024」の中で示した「全世代型社会保障の構築」等を進めるためには、病院を含めた関係者に対するしっかりとした支援が必要です。 病院経営を安定的かつ持続可能ものとするとともに、医師をはじめとした医療従事者

をまもり、安心・安全な地域医療を守ることができるよう、以下のとおり要望します。

【国への要望】

- 1 社会保険診療報酬の適正化(入院基本料等の抜本的引上げ等)
 - (1) コスト上昇に見合う診療報酬への適正な反映(一部新規) P2
 - (2) 医療人材の確保・配置・育成への適正な評価(一部新規) P3
 - (3) 医療DXに対応するための整備費用負担への支援(一部継続) P4
 - (4) 地域包括医療病棟の施設基準の見直し(新規) P5
 - (5) 病院勤務の看護補助者(介護職)の処遇改善への予算措置又は診療報酬上の 措置の充実(一部新規) P6

2 地域医療構想及び地域包括ケアの推進に向けた支援

- (1) 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直し(一部新規) P8
- (2) 少子高齢化・人口減少の進展に伴う医療・介護関係データの開示及び 分析の推進と、地域医療構想の推進に向けたさらなる支援(新規) P10
- (3) ポスト・コロナ時代の感染症対策の推進(新規) P11
- (4) 介護老人福祉施設(特養)において、配置医により行われた医療に対する さらなる評価(一部新規) P12
- (5) 高齢単身世帯の増加など、身寄りがなく、認知症や病気や障害により判断能力が不十分又は喪失した人への医療等に係る相談支援の問題解決に向けた取り組みについて(新規) P13
- 3 病院の消費税問題の解決(継続) P15
- 4 病院の災害に対する強靭化対策(新規) P16

【県への要望】

- 1 身寄りのない人で、認知症や病気または障害により判断能力が不十分又は 喪失した人への医療費等対策費(基金)の創設について(新規) P17
- 2 第8次保健医療計画の着実な推進(新規) P19
- 3 県内医療人材の確保・育成
 - (1) 地域枠医師等の有効な活用、学生への周知やこれまでの成果検証の実施 (一部新規) P20
 - (2)「かながわ地域看護師」の事業推進と支援の実施(一部新規) P22

4 医師の働き方改革と地域医療の両立

- (1) 医師の働き方改革の県民への広報(一部新規) P23
- (2) 地域における救急医療体制等への支援(一部新規) P24
- 5 感染症予防計画の着実な推進(新規) P25
- 6 国要望について、県及び全国知事会等からの働きかけ(継続) P26

令和7年度【国】への予算要望

団 体 名	公益社団法人神奈川県病院協会/神奈川県病院協会政治連盟	
省庁(部局等)	厚生労働省、財務省	
	2 地域医療構想及び地域包括ケアシステムの推進に向けた支援	
61 6	(5) 高齢単身世帯の増加など、身寄りがなく、認知症や病気や障害により	
件名	判断能力が不十分又は喪失した人への医療等に係る相談支援の問題解決	
	に向けた取り組みについて	

要望内容(新規)

「身寄りがない」人が増加し、入院医療において大きな課題となっている。

患者の命と暮らしと人権を守り、地域医療構想に即した医療の実現と病院経営の安定等を 目指すため、以下のとおり、要望する

- 1 医療費等自己負担分の未払いに対する補填制度の創設
- 2 成年後見申し立て中に本人が死亡し、かつ相続人が存在しないことが明らかな場合は、相続財産清算人手続に移行し、速やかな「未払医療費・介護費用等の支払」を可能に すること
- 3 成年後見制度中に、特定の行為に限定する「成年保護特別代理人制度(仮称)」を 導入し、速やかな選任を可能とすること

要望の趣旨

近年、少子化・高齢化や核家族化の進展に伴い、身近に頼れる家族や親族がいない、または家族への連絡が取れず、支援の受けられない、いわゆる「身寄りがいない人」が増加している。県内でも、高齢者単身世帯は増加の傾向にあり、今後も「身寄りがいない人」の増加が見込まれる。

厚生労働省は「身寄りがないこと」を理由に、医療や介護等の現場で、受診やサービスの提供を拒むなど不適切な取り扱いがないよう求めており、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(2019年6月)」や「ガイドラインに基づく事例集(2022年8月)」を発出するほか、2024年6月には関係省庁連名で「高齢者等就寝サポート事業者ガイドライン」なども出されている。

しかしながら、医療機関では、地域医療構想の中で入院日数が縛られており、身寄りがなく、判断能力が不十分又は喪失された患者に、法定後見人や任意後見人がいない場合、預貯金等の資産が活用できないため、医療費等の未払いが発生している現状

がある。こうした場合、現行制度では、成年後見の主張への選任申し立てをするが、 選任までに長い時間を要している。

そこで、こうした問題を解決するため、制度の弾力化を図るとともに、限定的な対応が可能な制度を創設し、身寄りがなくても安心して医療や介護を受けることができるようになるよう要望する。

【※参考 身寄りがなく判断能力が不十分または喪失した人において、法定後見人や任意後見人がおらず、本人の預貯金等資産利用ができず長期的に医療費等の支払いが困難となる国民に関する救済制度の創設に向けて(令和5年9月 神奈川県病院協会・神奈川県医療ソーシャルワーカー協会 意見書)】

令和7年度【県】への予算要望

団 体 名	体 名	
省庁(部局等)	健康医療局・福祉子どもみらい局	
	1 身寄りのない人で、認知症や病気または障害により判断能力が	
件 名	不十分又は喪失した人への医療費等対策費(基金)の創設について	

要望内容(新規)

地域医療構想及び地域包括ケアを推進し、神奈川県民の誰もが安心して医療・福祉・ 介護を受けられるようにするためには、身寄りのない人で、認知症や病気または障害に より判断能力が不十分又は喪失した人、そして医療機関や介護施設等の双方が、費用面 で不利益や不都合が生じないようにすることは喫緊の課題であり、医療費等対策費(基 金)を創設すること

要望の趣旨

厚生労働省は「身寄りがないこと」を理由に医療や福祉の現場で拒むことのないよう、2018 年4月に「入院による加療が必要にもかかわらず、身元保証人がいないことのみを理由に医療 機関において入院を拒否することについては医師法第19条第1項の応召義務に抵触する」と 通知。

また、2018年8月に「介護施設等において、入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」とし、都道府県等へ介護保険施設が不適切な取り扱いがないように指導・監督を行うよう通知している。

しかし、身寄りがなく、判断能力が不十分又は喪失した人(以下、「対象者」。)において、法 定後見人や任意後見人がいないため預貯金等の資産が利用できず、医療機関等において は、未収金となる事例が一定数見受けられ、医療費や施設サービス費の支払いの目途が無い 対象者の場合、急性期病院から、回復期・慢性期病院や介護施設への入院・入所が困難にな り、患者の状態にあった医療・ケアを受ける権利や、急性期病院の機能役割が阻害される原 因になっている。

また、2024年4月に神奈川県ソーシャルワーカー協会と共同で実施した「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人への入院中に行う相談支援(ソーシャルワーク)に関するアンケート」では、2023年の1年間で入院費未払いのあった病院が半数を超え、そのうち約4分の1の病院では6件以上あった。回答病院の未払いの総額は5,000万円以上と想定され、この額は実際に各病院が負担をしている状況である。※

これらのことから、対象者が医療機関等への支払い等について不安を抱くことがない制度、また医療機関等においても未収金などの課題が生じない制度の創設が必要である。

具体的には、神奈川県は、当分の間、医療費等の支払いに課題がある対象者に係る医療・ 介護等に関して発生した損失医療費等について補助する基金を創設すること。

医療機関・介護施設等は、対象者について、後見人等の申請手続きを各自治体と協力し合いながら行い、同時に神奈川県に補填の申請を行う。

後見人等は、神奈川県が補填した費用について、対象者の預貯金等から神奈川県に返済に務めることを担う。

対象者は今後も増加が見込まれる。喫緊の課題と捉えて対応されるよう要望する。

【※参考 身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人への入院中に行う相談支援(ソーシャルワーク)」に関するアンケート(2024年3月 県病院協会・県医療ソーシャルワーカー協会) / 問5-5、問5-6 集計速報値】

参考資料 目次

【国への要望】

ページ	参考資料名	要望項目【要望書のページ】
	<u> </u>	安主頃ロ【安主音の・・・ ノ】
1	「年度別の損益率の状況①(第24回医療経済実態調査 の概要 令和5年11月24日版 中医協資料)抜粋	1 社会保険診療報酬の適正化(入院 基本料等の抜本的引上げ等【1】
1	「令和6年度の診療報酬改定等に関する大臣折衝事項 (令和5年12月20日)」(令和6年度診療報酬改定の概要 (医科全体版) 厚生労働省保険局医療課 令和6年3月5日 版) 抜粋	1-(1)コスト上昇に見合う診療 報酬への適正な反映【2】
2	「賃上げに係る評価の全体像 ベースアップ評価料」 (令和6年度診療報酬改定の概要 厚生労働省 <u>抜粋</u>)	1- (2) 医療人材の確保・配置・ 育成への適正な評価【3】
3	「経済財政運営と改革の基本方針2024 〜賃上げと 投資がけん引する成長型経済の実現 〜」 (令和6年6月21日 内閣府) 抜粋	1-(3) 医療DXに対応するため
4	「医療DX推進体制整備加算」 (令和6年度診療報酬改定の概要 厚生労働省)抜粋	の整備費用負担への支援【4】
5	「地域包括医療病棟入院料への移行調査≪集計速報値≫報告書」(2024年6月10日版 日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会)抜粋	1-(4)地域包括医療病棟の施設 基準の見直し【5】
7	「身寄りがなく判断能力が不十分または喪失した人において、法定後見人や任意後見人がおらず、本人の預貯金等資産利用ができず長期的に医療費等の支払いが困難となる国民に関する救済制度の創設に向けて」(令和5年9月 神奈川県病院協会・神奈川県医療ソーシャルワーカー協会 意見書)	2-(5) 高齢単身世帯の増加など、身寄りがなく、認知症や病気や障害により判断能力が不十分又は喪失した人への医療等に係る相談支援の問題解決に向けた取り組みについて【13】

【県への要望】

	A=-				
ページ	参考資料名	要望項目【要望書のページ】			
9	「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人へ の入院中に行う相談支援(ソーシャルワーク)」に 関するアンケート(神奈川県病院協会・神奈川県 医療ソーシャルワーカー協会)	1 身寄りのない人で、認知症や病気 または障害により判断能力が不十分 又は喪失した人への医療費等対策 費(基金)の創設について【17】			
1 2	地域全体で看護師を確保・育成する取組について (令和5年第三回定例会(12月1日)神奈川県議会会議録)	3- (2) 「かながわ地域看護師」の			
1 3	第8次神奈川県保健医療計画(令和6年度~令和11年 度)令和6年3月 抜粋	事業推進と支援の実施【22】			

【国への要望】

ページ	参考資料名	要望項目【要望書のページ】
1 4	令和7年度予算概算要求に 関する要望 (令和6年5月29日 四病院団体 協議会) 抜粋	国 1-(1) コスト上昇に見合う診療報酬への適正な反映【2】 1-(2) 医療人材の確保・配置・育成への適正な評価【3】 1-(3) 医療DXに対応するための整備費用負担への支援【4】 1-(5) 病院勤務の看護補助者(介護職)の処遇改善への予算措置又は診療報酬上の措置の充実【6】 2-(1) 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直し【8】 2-(2) 少子高齢化・人口減少の進展に伴う医療・介護関係データの開示及び分析の推進と地域医療構想の推進に向けたさらなる支援【10】 2-(3)ポスト・コロナ時代の感染症対策の推進【11】 4 病院の災害に対する強靭化対策【16】

衆議院議員 星野 つよし 殿

公益社団法人 神奈川県病院協会

一般社団法人 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会

身寄りがなく判断能力が不十分または喪失した人において、法定後見人や任意後見人がおらず、本人の預 貯金等資産利用ができず長期的に医療費等の支払いが困難となる国民に関する救済制度の創設に向けて

近年、核家族化、高齢・少子化に伴い、頼れる親族や家族がいない、家族へ連絡がつかない状況にある、家族の支援が得られないという、いわゆる「身寄りがいない人」が増加しています。厚生労働省が行う「国民生活基礎調査」によると、2019年の一人暮らし高齢者数は、約737万人(内、約4割の276万人を関東甲信越が占め、東京都、神奈川県、埼玉県が多い)、2022年調査では約873万人と増加しており、今後も「身寄りがいない人」の増加が想定されます。

厚生労働省は、「身寄りがないこと」を理由に医療や福祉の現場で拒むことのないよう、2018年4月「入院による加療が必要にもかかわらず、身元保証人がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」医師法第19条第1項に抵触すると通知。また、2018年8月「介護施設等において、入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」とし、都道府県等へ介護保険施設が不適切な取り扱いがないように指導・監督を行うように」としています。さらに「身寄りのない人への支援」のガイドとして厚生労働省は2019年6月「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」や2022年8月「ガイドラインに基づく事例集」を発出しています。

これらを踏まえ、医療機関等では、通達やガイドラインに沿って対応をすべく努力を重ねておりますが、在院日数で縛られる地域医療構想の中、いくつかの困難に直面しているのが現状です。特に個々の医療機関の努力では解決困難なのが、身寄りがなく患者の判断能力が不十分又は喪失した人において、法定後見人や任意後見人がいないため預貯金等の資産が利用できず、未払いが発生する事例です。現行法制度においては、当然、成年後見の首長申し立てを検討することになりますが、自治体に対しての相談開始から後見等の審判確定まで6か月程度は要しており、後見人等選任されるまでの間、医療費等は未払いのまま経過し、身寄りのない人(身元保証人が用意できない方)が、医療や福祉の現場から敬遠される理由の一つとなっています。(現状把握のため、今年度、神奈川県内の全病院に対する実態調査予定)

患者の命と暮らしと人権を守り、地域医療構想に即した医療の実現を目指すためには、私たちは、こうした 事例に関する下記のような救済制度等が必要と考えます。

救済制度案

- 1. 医療費等自己負担分の未払いに対する補填制度
- 2. 成年後見申立て中に本人が死亡した場合で、相続人が存在しないことが明らかな場合、そのまま 相続財産清算人手続に移行し、速やかな「未払の医療費、介護費用等の支払」を可能にする
- 3. 成年後見制度の中に、特定の行為に限定する成年保護特別代理人制度(仮称)を導入し、速やかな選任を可能とする

<補足資料>

- ※ 身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人で、法定後見人や任意後見人がいない人は、預貯金や年金 収入があっても、金融機関の口座より、預貯金や年金を引き出すことが困難。
- ※ 医療費や施設サービス費の支払いの目途が無い場合、急性期病院から、回復期・慢性期病院や介護施設への 入院・入所が困難。成年後見人等が選任されるまで、患者が急性期病院へ留まる事を余儀なくされ、患者の 状態にあった医療・ケアを受ける権利や、急性期病院の機能役割が阻害される原因になっている。
- I. 医療費等自己負担分の未払いに対する補填制度

健康保険一部負担金(無保険の場合は全医療費)やその他自己負担金(入院時食事代・おむつ代・病衣等のレンタル代)の未払いを補填。介護保険サービスや施設利用費等の負担金における未払いを補填。法定後見人選任後、患者の資産から未払い金が支払われた場合は、補填を受けた医療機関、介護保険事業所・施設は補填金を返済する。

本人の加入している健康保険証や介護保険証が確認できた場合は健康保険や介護保険へレセプト請求する。 上記内容についていずれも速やかに補填されるのが望ましい。こうしたことで、本人が加入している健康保険 や介護保険の資産をできる限り活用する事ができる。また、速やかに自己負担金が支払われる(補填)こと で、医療機関や介護保険事業所・施設等の負担が軽減される。補填制度の財源は、相続人不在で国庫帰属した 財産(最高裁判所発表 2021 年度 647 億円)等をもって充てる。

2. 成年後見申立て中に本人が死亡した場合で、相続人が存在しないことが明らかな場合、そのまま相続財産清算人手続に移行し、速やかな「未払の医療費、介護費用等の支払」を可能にする

成年後見申立て中に患者が死亡しても、間断なく、第3者が「相続財産管理」することが可能になることで、未払い金や、上記1.の返済も本人の資産で行うことができる。

現在、成年後見申立て中に本人が死亡した場合、審判は中止されてしまう。その為、本人の資産は一切活用できず、医療費や介護保険サービス・施設利用費等は未払いとなってしまう。相続人がいない場合、未払い金の回収は不可能である。死亡後であっても、申請に必要な書類が家庭裁判所に提出されている場合には、その書類を利用して第3者による「相続財産管理」が行えると本人の資産利用ができる。

3. 成年後見制度の中に、特定の行為に限定する成年保護特別代理人制度(仮称)を導入し、速やかな 選任を可能とする

成年後見制度の中に、特定の行為に限定する成年保護特別代理人制度(仮称)を導入し、速やかな選任を可能とすることで、申し立て中の本人死亡案件を減少させる。

現在、国において成年後見制度の改正議論が進み、その中で、成年後見制度が一度使われたら終われない制度であることへの批判的な意見に注視して、必要な事項に限定してのスポット的な制度・成年保護特別代理人 (仮称)の議論がなされていると聞き及んでいる。身寄りのない方が適切な医療をうけれるようにする観点から「医療費の適切な支払い」を理由とするスポット的な制度の創設を求める。 関係各位

(公社) 神奈川県病院協会 会長 吉田 勝明 (一社) 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会 会長 佐野 晴美

「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人への入院中に行う相談支援

(ソーシャルワーク)」に関するアンケートへのご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨今、身寄りがなく、認知症や病気や障害により判断能力が不十分又は喪失した人へのソーシャルワー ク支援が増加しております。現行の制度やサービスでは、こうした方への権利擁護や経済的問題も含め たタイムリーな支援への困難性を感じている医療機関やソーシャルワーカーは多いかと思われます。

そこで、こうした実態の把握を目的に、この度、神奈川県病院協会と神奈川県医療ソーシャルワーカ 協会の共同で、「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人への入院中に行う相談支援(ソーシャル ワーク)」に関するアンケートを実施することとしました。

本アンケート結果については、各会員への報告に限らず、行政や関係機関、各学会等で公表する予定で す。そしてアンケートで把握した実態の問題解決に向け、両協会で検討を行い、「患者の命と暮らしと人 権を守り、地域医療機想に即した医療の実現を目指すため」に必要な策(行政等への働きかけや要望)を 講じていきます。多くの皆さんにご回答いただく事が、必要な策を講じる力となります。

業務多忙の中、大変恐縮ではありますが、本アンケートの趣旨をご理解の上、何卒ご協力いただけます ようお願い申し上げます。

【アンケートの回答についてのお願い】

- 1. 「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人(以下、「身寄りのない人」という。)とは、次の 状態の方です。
 - 1) 「身寄りがない」状態とは、「家族や親族がいない方」「家族や親族がいても疎遠、又は、その家 族や親族に対し支援が必要な場合」を含みます。
 - 2) 「判断能力が不十分又は喪失した」状態とは、契約等の内容を自ら理解し、判断することが難し く、支援を必要とするような状態を表します。
 - 3) ご本人が次に掲げることをひとつでも行う能力がない、またはそれらを行ってくれる関係性の
 - ①治療時の病状説明等に同席し、同意書等に署名等を行う ②金銭管理 (病院、施設、家賃、公共料金等の支払い等)を行う

③日常生活に関する支援を行う(介護、生活維持に必要な身の回りの必要物品、洗濯など) ④入院時、退院時に必要な契約、手続き等を行う

⑤死後事務を行う(急変死亡時に遺体の引き取りや葬儀等)

*3)については、一般社団法人東京都医療ソーシャルワーカー協会 「身寄りがない人の入院・入所及び医療 に係る意思決定が困難な人への支援」に関するアンケート調査 「身寄りがない人」の定義を引用

2. 回答者について

現在、所属している機関において、(医療) ソーシャルワーカー部門の代表者1人が、

部門全体の合計数等についてお答えください。

3. アンケート対象期間について

2023年(2023年1月1日~2023年12月31日)の事に限定し、お答えてください。

4. 回答方法について(回答は①、②のどちらでも可能です)

①アンケート用紙で回答する場合

各設間の該当する番号に○をつけてください。記載後、同封の返信用封筒にて神奈川県病院協会事 務局へ返送してください。

②web で回答の場合(Google フォームを利用・メールアドレス収集は無し) web サイト: https://forms.gle/Zqq7MPy9DWAL5e5t9

または、右の OR コードから

5. 回答期限

2024年 4月 30日(火)ご協力ください。

【本アンケートにおける倫理的配慮について】

- 1. 回答内容はデータとして取り扱い、個別情報を公表することはありません。
- 2. 回答データは特定の USB メモリーに保存し施錠できるロッカーに保管。アンケート結果取りまと め後、2年経過後に USB メモリーに保存したデータは全て消去します。
- 3. 回答データは、アンケート目的以外には使用しません。
- 4. アンケートへのご協力は任意で、参加しないことで不利益が生じることはありません。
- 5. 回答後、回答内容を取り下げたい旨の申し出があったとしても、無記名回答で該当データを特定す ることが困難なため申し出に応じることができません。
- 6. アンケート結果は、行政等への提出や学会発表等に活用を想定しています。
- 7. 本アンケートに関する質問やご不明の点は下記責任者までお問合せください。

青仟者: 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会 会長 佐野晴美 神奈川県横浜市港南区芹が谷 2-5-2 神奈川精神保健福祉センター内 TEL · FAX 045-827-1217

メールアドレス:msw.kana@proof.ocn.ne.jp

「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人への入院中に行う 相談支援 (ソーシャルワーク)」に関するアンケート

【本アンケートでは、身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人⇒「身寄りのない人」と表しています】 「身寄りのない人」と書かれていた場合、「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人」と置き換えて回答 してください。

貴施設の経営主体を教えてください。 問 1

(1) 国、県、市 (5) 社会福祉法人 (2) 独立行政法人 (6) その他(

(3) 精神

(3) 公益·一般法人

(4) 医療法人

間 1-2 医療法の病床区分を教えてください。(複数回答可)

(1) 一部

(2) 療養

(4) 結核

(5) 感染症

問1-3 病院機能報告に基いた病院機能を教えてください。(複数回答可)

(1) 高度急性期機能

(2) 急性期機能

(3) 回復期機能

間1-4 病床数を教えてください。

(1) 20~99床

(2) 100~299 床

(3) 300~499 床

(4) 慢性期機能

(4) 500 床以上

問 1-5 救急告知病院ですか。 (1) はい

(2) いいえ

間1-6 無料低額診療事業を実施していますか。

(1) している

(2) していない

問1-3で、(3)「回復期機能」および、(4)「慢性期機能」を選択した方にお聞きします。 貴施設では、身寄りのない人の入院受け入れを行っていますか。

(1) 受け入れている (2) 受け入れていない

問2-2 問2で、(1)「受け入れている」を選択した方にお聞きします。 貴施設での身寄りのない人の入院受け入れについて教えてください。

(1) 条件なく受け入れている

(2) 条件がある (次の項目もご選択ください。複数回答可)

1) 医療費の支払いが可能

2) 生活保護受給者

3) 役所等の支援担当者(高齢・障害支等)がいる

4) 成年後見人等または任意後見人がいる

5) 法定後見制度の申立て中である

6) その他(

2023 年に、身寄りのない人への入院中に支援を行ったことがありますか。 問3

(1) ある (2) ない (「ない」を選択した方は、問8へ進んでください。)

問4 2023 年の、身寄りのない人への入院中の支援件数をわかる範囲で教えてください。

(1) 1~10件

(2) 11~30件

(3) 31~50 件

(4) 51 件以上

問4-2 身寄りのない人への入院中の相談・支援内容を教えてください。(複数回答可)

(1) 緊急時連絡先 (2) 入院中に必要な物品の準備 (3) 入院費等の支払(預貯金等資産活用)

(4) 自宅退院支援 (5) 自宅以外への退院(転所等) (6) 入院中の自宅、水光熱費及びペット等

(7) 意思決定支援 (8) 病状説明等各同意書

(9) 法定後見制度 (12) 死後事務(葬儀·相続他)

(13) その他(

(10) 生活保護法 (11) 日常生活自立支援事業

入院中の身寄りのない人の預貯金等、資産活用ができず困ったことがありますか。

(1) ある (次の項目もご選択ください。複数回答可) 1) 入院費用の支払い 2) 必要物品の用意 3) 外出等に関する交通費

4) 転院先の確保 6) その他(

5) 入所先の施設確保

(2) ない (「ない」を選択した方は、問6へ進んでください。)

)

問5-2 資産活用で困った時に相談した他機関(他職種等)について教えください。(複数回答可) (1) 弁護士 (2) 介護支援専門員 (3) 行政生活支援課職員

(6) その他(

(4) 行政高齢障害支援課職員 (5) 地域包括支援センター職員

問5-3 2023年に、資産活用で困った時に、生活保護申請支援をした経験がありますか。

(1) ある

(2) ない (「ない」を選択した方は、問6へ進んでください。)

問5-4 生活保護の適用になったかどうか教えてください。(複数回答可)

(1) 収入がない又は不明なため生活保護が適用になった

(2) 預貯金や年金等の収入はあったが、活用できないため生活保護が適用された

(3) 預貯金や年金等の収入があり活用はできなかったが、生活保護適用にはならなかった

(4) その他(

(1) ある

(2) ない

(3) 不明

問5-5 2023 年、資産活用ができなくて、生活保護にもならず入院費が未払いになったケースがありますか。

問5-6 問5-5で、(1)「ある」と答えた方にお聞きします。 未払いの件数と、未払いの合計金額について、わかる範囲で教えてください。(千の位で四捨五入) 1) 1~5件 2) 6~10件 3) 11~20件 4) 21件以上 (2) 合計金額 1) ~50万円 2) 51万~100万円 3) 101万~300万円 4) 301万円以上 問4-2で、(9)「法定後見制度」を選択した方にお聞きします。 支援内容を教えてください。(複数回答可) (選択しなかった方は、問8へ進んでください。) (1) 法定後見制度の説明 (2) 成年後見推進センター、地域包括支援センター、権利擁護センターぱあとなあ、リーガルサポート等へ繋いだ (3) 法定後見制度の申立てのための、本人情報シートの作成 (4) 法定後見制度の申立て手続きを代行可能な、司法書士・行政書士・社会福祉士・弁護士の紹介 (5) 法定後見制度の申立て書類 (財産目録・親族関係図・収支表) 作成支援や代筆等 (6) その他 (問 6-2 2023 年に、法定後見制度の申立て支援を行ったことがありますか。 (1) ある (2) ない (「ない」を選択された方は、問8へ進んでください。) 問6-3 2023年の、法定後見制度の申立て支援の件数と内訳をわかる範囲で教えてください。 (1) 本人申立て 1) 1~5件 2) 6~10 件 3) 11~20 件 4) 21 件以上(2) 首長申立て 1) 1~5件 2) 6~10 件 3) 11~20 件 4) 21 件以上 問6-4 問6-3 の件数中の、法定後見制度の申立て準備から、成年後見人等の選任(決定)までの、おお よその期間を教えてください。 (1) 本人申立て 1) 2~3ヶ月以内 2) 4~5ヶ月以内 3) 6ヶ月以上 (2) 首長申立て 1) 2~3ヶ月以内 2) 4~5ヶ月以内 3) 6ヶ月以上

間6-6 間6-5 の未払いだった金額の総額を、わかる範囲で教えて下い。(千の位で四捨五入)

問6-5 問6-3 の件数の内、成年後見人等が選任されるまで医療費が未払いだった件数を、わかる範囲で教

(1) 本人申立て 1) 1~5 件 2) 6~10 件 3) 11~20 件 4) 21 件以上 (2) 首長申立て 1) 1~5 件 2) 6~10 件 3) 11~20 件 4) 21 件以上

(1) 本人申立て 1) ~50 万円 2) 51 万~100 万円 3) 101 万~300 万円 4) 301 万円以上

(2) 首長申立て 1) ~50万円 2) 51万~100万円 3) 101万~300万円 4) 301万円以上

問6-7 成年後見人等が選任(決定)される間、退院支援に影響がありましたか。

(1) あった (2) なかった

えてください。

裏面も有ります。ご協力願いいたします。

問6-8 問6-7で、(1)「あった」と答えた方にお聞きします。 その影響はどんな内容ですか。(複数回答可)

(1) 医療費の支払い (2) 必要物品の用意 (4) 転院先の確保

(5) 入所先の施設確保 (6) その他(

問7 2023 年に、身寄りがない人で、法定後見制度の申立て前に死亡した人がいますか。

(1) いる (2) いない

問 7-2 問 7 で、(1)「いる」を選択した方にお聞きします。

その中で医療費が未払いの件数と、未払いの合計金額を、わかる範囲で教えてください。(千の位で四捨 五入)

1) 1~5件 2) 6~10件 3) 11~20件 (1) 件数 4) 21 件以上 (2) 合計金額 1) ~50万円 2) 51万~100万円 3) 101万~300万円 4) 301万円以上

問7-3 2023 年に、身寄りがない人で、法定後見制度の申立て支援に関わった患者が、申立て中に死亡した

人がいますか。

(1) いる (2) いない

問7-4 問7-3 で、(1)「いる」を選択した方にお聞きします。

その中で医療費が未払いの件数と、未払いの合計金額を、わかる範囲で教えてください。(千の位で四捨

(1) 件数 1) 1~5件 2) 6~10件 3) 11~20件 4) 21 件以上 (2) 合計金額 1) ~50万円 2) 51万~100万円 3) 101万~300万円 4) 301万円以上

「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人で、成年後見人等や任意後見人がおらず本人の預貯 金等の資産活用ができない人」で思うことや考えている事を以下に自由にお書きください。

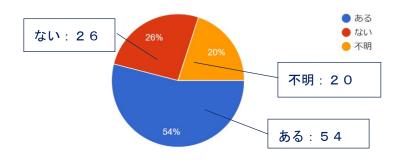
以上になります。ご協力感謝申し上げます。

(3) 外出等、関する交通費

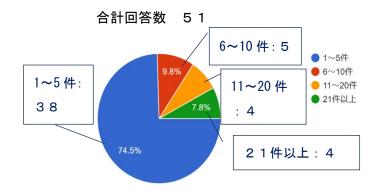
「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人への入院中に行う相談支援(ソーシャルワーク)」に関するアンケート(病院協会会員285件へ郵送) (現在、138回答データー入力済み 未入力回答約20件)

問5-5 2023 年、「身寄りがなく判断能力が不十分又は喪失した人」で資産活用が出来なくて、生活 保護にもならず入院費が未払いになったケースがありますか。

合計回答数 100



問 5-6 問 5-5 で、「ある」と答えた方にお聞きします。未払いの件数を、わかる範囲でご記入ください。



問5-6 問5-5で、「ある」と答えた方にお聞きします。未払いの合計金額について、わかる範囲でご記入ください。(千の位で四捨五入)

